

奈良県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、三郷町選挙管理委員会から報告があった。

令和五年一月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
三郷町スポーツセンター・アリーナ	生駒郡三郷町勢野西一丁目二番二号